

議案第 31 号

沖縄県宿泊税の賦課徴収に関する事務を石垣市が処理することについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 3 の規定により、沖縄県宿泊税の賦課徴収に関する事務を石垣市が処理することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

石垣市の区域内に所在する沖縄県宿泊税条例（令和 8 年沖縄県条例第 1 号）第 3 条に規定する宿泊施設における宿泊に係る沖縄県宿泊税の賦課徴収に関する事務は、石垣市が処理するものとする。

当該事務の実施について沖縄県宿泊税に係る徴収金の払込みの方法その他の必要な事項は、沖縄県知事と市長とが協議して定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

地方税法第 20 条の 3 の規定により、沖縄県宿泊税の賦課徴収に関する事務を石垣市が処理するためには、地方自治法第 96 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

県宿泊税の賦課徴収に関する同意書

沖縄県知事と石垣市長は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第20条の3第1項ただし書及び沖縄県宿泊税条例(令和8年沖縄県条例第1号。以下「県条例」という。)附則第5項並びに石垣市令和8年議案第31号に係る議決に基づき、石垣市(以下「市」という。)が行うこととした沖縄県(以下「県」という。)の宿泊税(以下「県宿泊税」という。)の賦課徴収に関する事務について、次のとおり同意する。

1 目的

本書は、県宿泊税の賦課徴収に関する事務において、県と市のそれぞれが行うべき事項について定めることを目的とする。

2 県宿泊税に係る事務

(1) 県宿泊税の賦課徴収

市は、県条例及び石垣市宿泊税条例の規定の例により当該市宿泊税と併せて県宿泊税の賦課徴収に関する事務を行い、徴収した県宿泊税に係る徴収金を県に払い込む。

(2) 特別徴収義務者報償金の交付

市は、県宿泊税に係る特別徴収義務者報償金の交付事務を行う。

3 事務に要する費用の補償

県は、次に掲げる金額を市に徴収取扱費として交付する。

(1) 市から県に払い込まれる宿泊税額に100分の4を乗じて得た額

(2) 市から県に払い込まれる宿泊税額に県の特別徴収義務者報償金の交付率を乗じて得た額

(3) 市が県宿泊税に係る過誤納金について歳出予算から還付又は充当した額(以下「還付金等」という。)及び当該還付金等に係る還付加算金に相当する額

(4) 市が県宿泊税の賦課徴収を含むシステム開発及び改修を行った場合は、その経費(初期導入費用に限る。)の5分の2を乗じて得た額

4 その他

(1) 本書に定める県宿泊税の賦課徴収に関する事務の細目については、別途、県が定めるものとする。

(2) 本書に定める事項に疑義が生じた場合又は本書に定めのない事項で必要がある場合は、県と市が協議して定めるものとする。

以上の証として、本書を2通作成し、両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

沖縄県知事 玉城 康弘

石垣市長 中山 義隆